

令和4年2月1日
株式会社サーヴォ

株式会社サーヴォ行動計画

「次世代育成支援対策法」及び「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

1) 時間外労働について

目標：労働者1人当たりの月平均残業時間を20時間以内とする。

取組内容：令和4年4月～ ノー残業デーや定時退社の呼びかけをする。

令和4年4月～ 業務の優先順位付けや業務分担の見直しを行う。

2) 女性活躍推進機会の増大

目標 課長以上の管理職の女性労働者を1人以上増やす。

取組内容 令和4年4月～ 課長職・営業部門等における女性労働者の配置拡大と多様な職務経験の付与を実施する。

令和4年4月～ 管理職候補となる女性労働者の育成研修を行う。

以上